

所得税法等の一部を改正する法律案に対する本会議質問（案）

立憲民主・社民 熊谷裕人

立憲民主・社民の熊谷裕人です。

ただいま議題になりました所得税法等の一部を改正する法律案について会派を代表して質問いたします。

1つ目は、所得税の定額減税についてです。

この定額減税の目的について政府は、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を直接的に下支えする」ことを挙げております。しかし、これを実現するための手法が、すなわち定額減税の実施しかないということにはなりません。

岸田総理は定額減税という形式にこだわりを見せていますが、そのこだわりにどれだけの意味があるのでしょうか。同様の目的を達成するには、給付金の給付でも構わないはずで、給付ではなく減税とした理由については、これまでも答弁されていますが、給付では同様の目的を達成できないのか、論理的に必然的に給付という手法を取り得ないということなのかどうか、財務大臣の認識を伺います。

給付金という手法に関連して、岸田総理は、「国民への一律現金給付は自然災害級の国難に限るべきだ」と発言したとの報道がありましたが、財務大臣も総理と同様の認識なのではないでしょうか。なぜ国難に限定しなければならないのか、財務大臣には納得できる理由を説明願います。

定額減税の実施に当たっては、地方公共団体や企業にも負担を強いることになることを政府も認めています。定額減税は、平成10年以来、26年ぶりとなる、半ば封印されていた古い手法です。四半世紀以上も採用されてこなかった理由の一つには、事務負担が非常に煩雑だというのがあってはならないのでしょうか。

しかも今回は、給付金も組み合わせることとしているため、制度全体としても非常に複雑なものとなってしまっています。コロナ禍での特別定額給付金を始め、それなりに実績のある手法である給付金の方が、まだ負担が軽かったのではないのでしょうか。

結局、「将来世代への責任だ」と大見得を切って打ち出した防衛増税に、国民から予想以上に反発があり、政府税制調査会の答申がサラリーマン増税だと多方面から指摘され、岸田総理が自身にまわりついた増税イメージをなんとか払拭したいがために、どれだけ複雑かつ負担がかかるものであるかということ度を外視

した減税ありきの発想でしかなかったということであり、筋の通った理念など全くないのです。その証拠に、岸田総理が当初何度も唱えていた「税収の還元」という言葉は、与党の税制改正大綱には一言も出てきません。思いつきに過ぎないことが身内からも見透かされているので政府自身も説明が厳しいと考えているのか、最近の答弁でも還元という文言は意図的に避けられています。

地方公共団体に多大な負担をかけ、企業に面倒を押しつけ、国民からも評価されていない定額減税は、岸田総理の思いつきへの壮大な帳尻合わせでしかないのです。財務大臣の認識を伺います。

今般の定額減税による減収額は、国・地方合わせて約 3.3 兆円とされていますが、この減収額に対応させる形での特定の財源は用意されておりません。この点、政府は、「令和6年度予算全体の中でやりくりしており、国債を充てているという指摘は当たらない」といった答弁をしていますが、このような答弁が通るはずがありません。令和6年度予算においても例年どおり、圧倒的に税収が不足しています。それを特例公債の発行により歳出歳入を均衡させているというのが現実であって、定額減税の財源に国債が全く充てられていないかのような説明は詭弁でしかありません。

百歩譲って、政府の言うように、この約 3.3 兆円について国債を充てずに捻出することができるとしましょう。その上で財務大臣は、定額減税は1年限りの措置であると繰り返し答弁されています。そうすると、定額減税に充てている約 3.3 兆円の財源は、来年度以降は別の経費に充てることができるようになるはずで、国債を充てることなく予算全体の中でやりくりできているというのであれば、それを国民の負担増を想定している防衛増税や負担増にならないと強弁している社会保険料上乘せの支援金制度を創設して賄うとしている子ども増税に代わって財源に充てれば良いのです。財務大臣の明確な説明を求めます。

2つ目は賃上げ促進税制についてです。

本法律案では賃上げ促進税制を強化することとしております。政府は、本税制がこれまで企業に幅広く活用されてきたと自画自賛しておりますが、本当に、実際に企業が賃上げを行うインセンティブになったと断言することはできるのでしょうか。確かに適用実績を見れば本税制が活用されているのは事実でしょうし、そのことをもって本税制の効果があつたと見ることもできるかもしれません。

しかし物価高に対応するために賃金を上げたところ、図らずも本税制の要件を満たすことになったので、結果的に本税制の適用が可能になったというのが現実かもしれません。この点、政府はどのように判別しているのでしょうか。財務大臣の説明を求めます。

本税制については、財務省においても政策効果を検証したようです。しかし本税制が、企業が賃上げをするという判断の後押しになったのかどうか、確定的なことは言えないというのが実際のところです。それにもかかわらず、さらに強化しようとしております。この改正は、これまでの改正のように賃上げのインセンティブが有耶無耶なものではなく、確実にインセンティブが働く制度設計であると言えるのか、**財務大臣の説明を求めます。**

また、これまで、改正の効果を事後的に検証することが難しかったのであれば、それを可能とするよう、統計の充実を始めとした検証体制の整備も併せて行うべきと考えられますが、**財務大臣の認識を伺います。**

3つ目は、戦略分野国内生産促進税制の創設です。

GXやDX、経済安全保障の分野において国際的な産業政策競争が激化している中であって、税制においても思い切った支援が必要であるとの考え自体は理解することができます。ただし本税制は、生産や販売量に比例して減税するというこれまでの税制にはなかった方法が採用されており、しかも法人税額の40%という非常に高い割合での税額控除を認めるもので、まさに異例尽くしの制度となっています。そういった本税制について、ごく一部の企業のみが過度に優遇される結果とはならないか危惧する向きもありますが、**財務大臣の見解を伺います。**

また、本税制における高い税額控除割合は、エネルギー対策特別会計において発行するGX経済移行債の発行収入を、一般会計へと繰り入れることにより減収額を補填することで実現したと説明されていますが、その規定は整備されていません。特定の財源があることが高い税額控除率の根拠となっているにもかかわらず、その財源の確保が定かではないというのは空手形というほかなく、そんなあやふやな状態のものを税制として打ち出すのは不適當です。**財務大臣の認識を伺います。**

4つ目は、法人税についてです。

法人税は毎年度のように新規の政策税制が打ち出され、企業の減税が図られています。投資の促進や生産性の向上など、掲げられる様々な政策目的は、それ自体は我が国において必要性を感じるようなものが並べられます。しかし法案審議ではそれが声高に叫ばれるものの、可決されてしまえば、本当に効果があったのかどうかは検証されず、期限が到来すればまた延長するという流れ作業を繰り返しているというのが現実ではないでしょうか。

総務省は、租税特別措置等に係る政策評価の点検を毎年度行っております。

公表されている点検結果においては、達成目標が具体的に設定されていないこと、目標が実現したのか、租税特別措置がどのように寄与したのかが明らかではないこと、政策目的の実現に有効な手段であったことの分析・説明が不十分であることなどの問題点が、毎年度必ず指摘されており、この種の指摘が一向に無くならないまま税制改正が行われていることをどう受け止めているのか、また同種の指摘が繰り返される現状の政策評価は実効性に乏しく人的リソースの無駄遣いにもなっているのではないかという点について、総務大臣の認識を伺います。

そして総務省が指摘するような問題点が解消されていない租税特別措置については、創設も延長も認めるべきではないと考えますが、財務大臣の見解を伺います。

5つ目は、財源余力についてです。

令和元年 10 月の消費税率 10%への引上げに合わせて、軽減税率が導入されており、軽減税率導入による減収額は、創設時の試算では 1.1 兆円と見込まれ、これに対応する安定的な恒久財源を確保することが法律により求められました。この点、政府は、「個人所得課税の見直し」、「たばこ税の見直し」、「総合合算制度の見送り」、「社会保障の見直しの効果の一部活用」、そして「インボイス制度の導入」により確保するとの説明を行ってきました。

ところが、昨年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「こども・子育て支援加速化プラン」の財源として、「インボイス制度導入に伴う消費税収相当分も活用する」と脚注で小さく書かれ、軽減税率による減収に充てるべき財源をこっそりと転用することとしています。これはいったいどういうことでしょうか。安定的な恒久財源の確保について、財務大臣は、「財政健全化目標の堅持、社会保障の充実等を図るための安定財源の確保が趣旨であるところ、社会保障充実分の財源は確保され、プライマリーバランス黒字化目標は達成の見込みであり、インボイス制度の導入に伴い新たに発現する増収分は財政余力となることから、少子化対策の財源に充てることとした」との説明をしており、これに納得する国民はどこにいるのでしょうか。

あえて政府の見解に立つならば、「インボイス制度の導入以外の方法によって確保された財源」により、「社会保障充実の財源は確保され、プライマリーバランス黒字化目標は達成の見込み」となったので、インボイス制度による増収のみを「財政余力」と考えているということになるのではないのでしょうか。財務大臣の認識を伺います。

また、財政余力があるというのであれば、財源をぎりぎりかき集めてきても足りないため防衛増税を行うこととしたという旨の財務大臣の答弁と矛盾するので

はないでしょうか。財務大臣の説明を求めます。

最後に、今まさに所得税の確定申告期間です。財務大臣は、岸田総理のいうところの「裏金事件」の派閥からの還流金に関して、「一般国民であれ国会議員であれ、まずは納税者において自身の収入や経費を正しく計算して所得が発生した場合には申告していただく」と述べ、その上で、政治資金が個人に帰属する場合、「余りがあれば確定申告、納税しなければいけない」と説明しています。

しかし多くの自民党議員は、政治資金収支報告書を修正しているものの支出については「不明」や領収証の裏付けがない修正報告のオンパレードで、確定申告している皆さんからは、「納税がばからしくなる」といった不満の声が非常に高くなっています。そこでこの「不明」や領収証の裏付けがない修正について税務調査を行うべきと考えますが、財務大臣の認識を伺います。

以上、財務大臣の真摯な答弁を求め質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

本文4593文字